

平成28年度明蓬館高等学校学校評価について

国から構造改革特別区域計画の認定を受け川崎町が認可した明蓬館高等学校について学校評価を行いましたので公表いたします。

●根拠法令

構造改革特別区域法12条5項

特区の認定を受けた地方公共団体は学校設置会社の設置する学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。

評価基準

1=優れている 2=良い 3=おおむね満足 4=一部要改善 5=要改善

評価項目	評価における観点	評価結果	評価コメント
学校運営体制	教職員の資質・能力の育成	2	独自の研修を行うなど資質・能力の向上のために積極的に努めている。
	生徒指導の状況	3	昨今のSNS被害の増加にかんがみ、リーフレットやDVDを活用してワークショップ等を行い、身近なこととして考えるよう指導している。
	地域との連携	1	毎年地域行事に積極的に参加し、連携を強化している。
施設・設備の状況	教室等の設置状況	2	教室等の設置状況に問題はなく、整った設備環境の中で活動できている。

学習指導の状況	授業の状況	3	学習指導要領に沿って、それぞれの習熟度に応じて進められている。
	適切な面接指導の実施	2	川崎町本校、川崎町内の近隣施設において7月、8月、9月、10月、11月にわたり計5回の面接指導が適切に行われた。
	問題を抱える生徒への対応	2	経済的困難な世帯に対して就学支援員やケースワーカーと連携して支援を行うなど適切な対応を行っている。
学校設置会社の経営状況	学校経営の安定性	5	債務超過の状況は、中期計画にもとづいて実行する中で改善しているが、引き続き収入の増加及び支出の削減について努力が求められる。
	学校設置による経済的効果	3	地域における雇用の創出、スクーリング実施による各種業務委託費用、外注費用が年々増加しており、経済波及効果が上がっている。
	学校設置による社会的効果	2	明蓬館高等学校で学ぶことにより、生徒一人ひとりのニーズに対応した教育を行うことができ学業離脱や社会参加離脱を防ぐ役割を果たしている。